

戦略的基盤技術高度化支援事業における圧縮記帳の考え方について

平成27年4月13日

中小企業庁技術・経営革新課

戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン補助金）は、国からの補助金を原資として、補助事業者から間接補助事業者に対して交付されるものであり、直接的には国から間接補助事業者に補助金が交付されるものではないため、法人税法第42条の規定する国庫補助金等に該当するか、これまで質問が寄せられていました。

これに対して、平成26年度サポイン補助金の執行にあたり、当該補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金について、圧縮記帳が認められる旨を国税庁に確認しております。

平成27年度サポイン補助金についても、これまでと同様のスキームで実施するところであり、上記と同様に圧縮記帳が認められる旨、国税庁に確認しておりますことを周知します。